

議 案 参 考 資 料

令和元年9月 定例会

(目 次)

- 大村市職員の退職手当に関する条例等の改正概要（第48号議案関係）……（1）
- 大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第48号議案関係）……（2）
- 大村市職員の旅費に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第48号議案関係）……（3）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）（第48号議案関係）……（4）
- 職員の特給に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）（第48号議案関係）……（7）
- 大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）（第5条関係）（第48号議案関係）……（8）
- 大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）（第6条関係）（第48号議案関係）…（9）
- 大村市消防団員の任免等に関する条例（新旧対照表）（第7条関係）（第48号議案関係）……（10）
- 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第8条関係）（第48号議案関係）……（11）
- 大村市印鑑登録及び証明に関する条例等の改正概要（第49号議案関係）…（12）
- 大村市印鑑登録及び証明に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第49号議案関係）……（13）
- 大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第49号議案関係）……（15）
- 災害弔慰金の支給等に関する条例（新旧対照表）（第50号議案関係）……（16）
- 大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例の改正概要（第51号議案関係）……（17）

○大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例（新旧対照表）（第51号議案関係）	（18）
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正概要（第52号議案関係）	（22）
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第52号議案関係）	（24）
○大村市水道事業給水条例（新旧対照表）（第53号議案関係）	（56）
○指定管理者候補者一覧（第54号議案～第59号議案関係）	（58）
○指定管理者候補者の選定結果（第54号議案～第59号議案関係）	（59）
○市道路線認定位置図（第60号議案関係）	（62）
○土地の位置図（第61号議案関係）	（66）
○土地の平面図（第62号議案関係）	（67）
○大村公園駐車場内における自動車破損事故について（報告第12号関係）	（68）
○公用車の物損事故について（報告第13号関係）	（70）

大村市職員の退職手当に関する条例等の改正概要（第48号議案関係）

1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法、児童福祉法等の各法律に定める資格、職種等における成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化が図られたことを踏まえ、以下のとおり改正する。

2 改正の内容

- (1) 地方公務員法の規定を引用する次の条例について、所要の条文整理を行う。
 - ① 大村市職員の退職手当に関する条例
 - ② 大村市職員の旅費に関する条例
 - ③ 一般職の職員の給与に関する条例
 - ④ 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
 - ⑤ 大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - ⑥ 大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例
- (2) 「大村市消防団員の任免等に関する条例」について、消防団員の成年被後見人等に係る欠格条項を削る。
- (3) 児童福祉法の規定を引用する「大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、所要の条文整理を行う。

3 施行日

令和元年12月14日（上記2(2)・(3)は公布の日）

大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>

大村市職員の旅費に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号（第2号を除く。）若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等になった場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。 4～7 略</p>	<p>(旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号（第1号、第3号を除く。）若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等になった場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。 4～7 略</p>

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第24条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) 略</p>

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第24条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第24条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>は死亡したときは、第20条第1項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>6～8 略</p>	<p>しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>6～8 略</p>

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(失職の例外) 第5条 法第16条第1号に該当するに至った職員で刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、任命権者が情状を考慮して特に必要と認めたとときに限り、その職を失わないものとする。 2 略</p>	<p>(失職の例外) 第5条 法第16条第2号に該当するに至った職員で刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、任命権者が情状を考慮して特に必要と認めたとときに限り、その職を失わないものとする。 2 略</p>

大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(退職手当) 第18条 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者 (3) 略 3～7 略</p>	<p>(退職手当) 第18条 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者 (3) 略 3～7 略</p>

大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種別及び基準に関する条例（新旧対照表）（第6条関係）

改正後	改正前
<p>(退職手当) 第10条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(退職手当) 第10条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 略</p>

大村市消防団員の任免等に関する条例（新旧対照表）（第7条関係）

改正後	改正前
<p>(欠格条項) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	<p>(欠格条項) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は破保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第8条関係）

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p>

大村市印鑑登録及び証明に関する条例等の改正概要（第49号議案関係）

1 改正の理由

住民基本台帳法施行令等の改正により、住民票等への旧氏の記載が可能となることを踏まえ、以下のとおり改正する。

2 改正の内容

- (1) 住民基本台帳に記録されている旧氏の印鑑を登録できるよう、登録印鑑の規制に関する規定を改正する。
- (2) 所要の条文整理を行う。

3 施行日

令和元年11月5日（上記2(2)は公布の日）

大村市印鑑登録及び証明に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表しているもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏及び通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名及び通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(3) 氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に登録されている旧氏を含む。)、名又は通称(外国人住民にあつては、住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名による表記を含む。、)の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号に該当することとなったとき、又は同条第2項に規定する印鑑に該当しなくなったとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(3) 氏、名又は通称(外国人住民にあつては、住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名による表記を含む。、)の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号に該当することとなったとき、又は同条第2項に規定する印鑑に該当しなくなったとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>

大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第14条の2の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成32年8月1日から施行する。ただし、第14条の2の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2・3 略</p>

災害弔慰金の支給等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(償還等) 第15条 略 2 略 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</p>	<p>(償還等) 第15条 略 2 略 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p>

大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例の改正概要 (第51号議案関係)

1 改正の理由

市立の認定こども園、幼稚園及び保育所（以下「認定こども園等」という。）の利用者負担額については、子ども・子育て支援法施行令で定める額を上限として市の条例で定めている。幼児教育・保育の無償化による当該政令の改正に伴い、以下のとおり改正する。

2 改正の内容

認定こども園等を利用する子どもであって、次に掲げるものに係る利用者負担額を無償とする。

- (1) 3歳以上の子ども
- (2) 市民税非課税世帯に属する3歳未満の子ども

3 施行日

公布の日（令和元年10月1日から適用）

大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 認定こども園等の利用者負担額（大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第18号）第13条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（次号に規定する子どもを除く。）</p> <p>当該子どもの属する世帯の区分に応じ、別表第1に定める額を超えない範囲において規則で定める額</p> <p>(2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>当該子どもの属する世帯の区分に応じ、別表第2に定める額を超えない範囲において規則で定める額</p> <p>(3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>当該子どもの属する世帯の区分に応じ、別表第3に定める額を超えない範囲において規則で定める額</p> <p>2 略</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 認定こども園等の利用者負担額（大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第18号）第13条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（次号に規定する子どもを除く。）</p> <p>0円</p> <p>(2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>0円</p> <p>(3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>当該子どもの属する世帯の区分に応じ、別表に定める額を超えない範囲において規則で定める額</p> <p>2 略</p>
<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>
<p>区分</p>	<p>区分</p>
<p>利用者負担額（月額）</p>	<p>利用者負担額（月額）</p>

改正後	改正前												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="312 107 703 465">生活保護世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯をいう。以下同じ。）及び支援給付世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯をいう。以下同じ。）</td> <td data-bbox="312 465 703 1081">0円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 107 836 465">市民税非課税世帯（生活保護世帯及び支援給付世帯を除き、市民税所得割のみ非課税世帯を含む。）</td> <td data-bbox="703 465 836 1081">3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="836 107 919 465">市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯</td> <td data-bbox="836 465 919 1081">16,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="919 107 1007 465">市民税所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯</td> <td data-bbox="919 465 1007 1081">20,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 107 1094 465">市民税所得割課税額が211,200円を超える世帯</td> <td data-bbox="1007 465 1094 1081">25,700円</td> </tr> </table>	生活保護世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯をいう。以下同じ。）及び支援給付世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯をいう。以下同じ。）	0円	市民税非課税世帯（生活保護世帯及び支援給付世帯を除き、市民税所得割のみ非課税世帯を含む。）	3,000円	市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	16,100円	市民税所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	20,500円	市民税所得割課税額が211,200円を超える世帯	25,700円		
生活保護世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯をいう。以下同じ。）及び支援給付世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯をいう。以下同じ。）	0円												
市民税非課税世帯（生活保護世帯及び支援給付世帯を除き、市民税所得割のみ非課税世帯を含む。）	3,000円												
市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	16,100円												
市民税所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	20,500円												
市民税所得割課税額が211,200円を超える世帯	25,700円												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="312 1081 1182 2067" rowspan="2">別表第2（第2条関係）</td> <td data-bbox="1182 1081 1270 2067" rowspan="2">区分</td> <td colspan="2" data-bbox="1270 1081 1489 1173">利用者負担額（月額）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 1173 1358 2067">標準時間保育</td> <td data-bbox="1358 1173 1489 2067">短時間保育</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1173 1182 2067" rowspan="2">生活保護世帯及び支援給付世帯 市民税非課税世帯（生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。）</td> <td data-bbox="1182 1173 1270 2067" rowspan="2"></td> <td data-bbox="1270 1173 1358 2067">0円</td> <td data-bbox="1358 1173 1489 2067">0円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 2067 1358 2089">6,000円</td> <td data-bbox="1358 2067 1489 2089">6,000円</td> </tr> </table>	別表第2（第2条関係）	区分	利用者負担額（月額）		標準時間保育	短時間保育	生活保護世帯及び支援給付世帯 市民税非課税世帯（生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。）		0円	0円	6,000円	6,000円	
別表第2（第2条関係）			区分	利用者負担額（月額）									
	標準時間保育	短時間保育											
生活保護世帯及び支援給付世帯 市民税非課税世帯（生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。）		0円	0円										
		6,000円	6,000円										

改正後	改正前																						
<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用者負担額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>標準時間保育</th> <th>短時間保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯及び支援給付世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯 (生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。)</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用者負担額 (月額)		標準時間保育	短時間保育	生活保護世帯及び支援給付世帯	0円	0円	市民税非課税世帯 (生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。)	0円	0円	<p>別表第3 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用者負担額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>標準時間保育</th> <th>短時間保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯及び支援給付世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯 (生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。)</td> <td>9,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用者負担額 (月額)		標準時間保育	短時間保育	生活保護世帯及び支援給付世帯	0円	0円	市民税非課税世帯 (生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。)	9,000円	9,000円
区分		利用者負担額 (月額)																					
	標準時間保育	短時間保育																					
生活保護世帯及び支援給付世帯	0円	0円																					
市民税非課税世帯 (生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。)	0円	0円																					
区分	利用者負担額 (月額)																						
	標準時間保育	短時間保育																					
生活保護世帯及び支援給付世帯	0円	0円																					
市民税非課税世帯 (生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。)	9,000円	9,000円																					
<p>市民税所得割課税額が48,600円未満の世帯</p> <p>市民税所得割課税額が48,600円以上97,000円未満の世帯</p> <p>市民税所得割課税額が97,000円以上169,000円未満の世帯</p> <p>市民税所得割課税額が169,000円以上301,000円未満の世帯</p> <p>市民税所得割課税額が301,000円以上397,000円未満の世帯</p> <p>市民税所得割課税額が397,000円以上1,011,000円以上の世帯</p> <p>備考 この表において「標準時間保育」及び「短時間保育」とは、規則で定める保育をいう (次表において同じ。)</p>	<p>16,500円</p> <p>27,000円</p> <p>41,500円</p> <p>58,000円</p> <p>77,000円</p> <p>101,000円</p> <p>16,300円</p> <p>26,600円</p> <p>40,900円</p> <p>57,100円</p> <p>75,800円</p> <p>99,400円</p>																						

改正後		改正前	
市民税所得割課税額が4 8,600円未満の世帯	19,500円	市民税所得割課税額が4 8,600円未満の世帯	19,500円
市民税所得割課税額が4 8,600円以上97,000円未満の世帯	29,600円	市民税所得割課税額が4 8,600円以上97,000円未満の世帯	29,600円
市民税所得割課税額が9 7,000円以上169,000円未満の世帯	43,900円	市民税所得割課税額が9 7,000円以上169,000円未満の世帯	43,900円
市民税所得割課税額が16 9,000円以上301,000円未満の世帯	60,100円	市民税所得割課税額が16 9,000円以上301,000円未満の世帯	60,100円
市民税所得割課税額が30 1,000円以上397,000円未満の世帯	78,800円	市民税所得割課税額が30 1,000円以上397,000円未満の世帯	78,800円
市民税所得割課税額が39 7,000円以上の世帯	102,400円	市民税所得割課税額が39 7,000円以上の世帯	102,400円

備考

- 1 この表において「標準時間保育」及び「短時間保育」とは、規則で定める保育をいう。
- 2 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯をいう。
- 3 この表において「支援給付世帯」とは、中国残留邦人等円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯をいう。

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の改正概要（第52号議案関係）

1 改正の理由

本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に従い、又は参酌して市の条例で定めている。幼児教育・保育の無償化等による当該府令の改正に伴い、以下のとおり改正する。

2 改正の内容

(1) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更（第13条第4項第3号関係）

保育所又は認定こども園の保育所部分を利用する3歳以上の子どもに係る副食費については、これまで利用者負担額の一部として保護者が負担していたが、利用者負担額を無償とすることに伴い、実費分として保護者から支払を受けることができる費用（年収360万円未満に相当する世帯に属する子ども及び第3子以降の子どもに係るものを除く。）とする。

※ 取扱いの変更のみで、保護者が負担すること自体はこれまでと同様

(2) 略称の変更（「支給認定」⇒「教育・保育給付認定」）等に伴う条文の整理を行う。

(3) 連携施設の確保に関する規定の改正

ア 代替保育の提供を行う事業者の追加（第42条第2項及び第3項関係）

特定地域型保育事業者は、「保育内容の支援」、「代替保育の提供」及び「卒園後の受皿の提供」を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」）を確保しなければならないが、これらのうち、「代替保育の提供」に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって一定の要件を満たすと認めるときは、連携施設以外の保育を提供する事業者から代替保育を確保できることとする。

イ 連携施設に関する経過措置の延長及び対象の変更（附則第4条関係）

特定地域型保育事業者は、一定の要件を満たすときは、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間、連携施設の確保をしないことができるが、経過措置の期間を5年間延長する（延長後の経過措置期限：令和7年3月31日）。

なお、下記エの改正に伴い、保育所型事業所内保育事業所について、当該経過措置の対象外とする。

ウ 認可外保育施設等の連携協力による連携施設の確保の不要（第42条第4項及び第5項関係）

特定地域型保育事業者は、確保すべき連携施設のうち、「卒園後の受皿の提供」を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、連携協力を行う者として認可外保育施設等を確保することにより、「卒園後の受皿の提供」

を行う連携施設の確保をしないことができることとする。

エ 保育所型事業所内保育事業所における連携施設の確保の不要（第42条第8項関係）

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所のうち、市長が適当と認めるものについては、「卒園後の受皿の提供」を行う連携施設の確保をしないことができることとする。

※ 特定地域型保育事業者 子ども・子育て支援法に基づく給付の対象となる事業者として市長の確認を受けた地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）を行う者をいう。

3 施行日

公布の日

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。</p> <p>(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。</p> <p>(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</p> <p>(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</p> <p>(15) 市町村民税所得割合合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合合算額をいう。</p> <p>(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。</p> <p>(10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。</p> <p>(11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。</p> <p>(14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をい</p>

改正後	改正前
<p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特別利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することという。</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>（一般原則）</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境</p>	<p>う。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特別利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することという。</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>（一般原則）</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを旨とする。</p>

<p>改正後</p> <p>2～4 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始の際としては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考</p>	<p>改正前</p> <p>2～4 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始の際としては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければ</p>
---	--

改正前	改正後
<p>ならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況において、支給認定を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する</p>	<p>しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況において、教育・保育給付認定を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用</p>

改正後	改正前
<p>する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力をしなければならぬ。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</p> <p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力をしなければならぬ。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</p> <p>(支給認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

<p>改正後</p>	<p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>
<p>改正前</p>	<p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育</p>

改正後	改正前
<p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(イ)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(イ)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (イ) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育</p>	<p>を提供する場合には同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p>

改正後	改正前
<p>給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った給付認定保護者に対し交付しなければならぬ。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求めるときについて書面</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならぬ。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求めるときについて書面によつて</p>

<p>改正後</p>	<p>によって明らかになるとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該外部の者は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない)による評価を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p>
<p>改正前</p>	<p>明らかになるとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該外部の者は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない)による評価を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p>

改正後	改正前
<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じ、必要に応じて、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要措置を講じなければならない。</p> <p>(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見をつけてその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p>	<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要措置を講じなければならない。</p> <p>(支給認定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見をつけてその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p>

改正後	改正前
<p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育</p>	<p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育</p>

改正後	改正前
<p>施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ教育・保育給付認定子どもの同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるときに、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p>

<p>改正後</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子ども等)からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設ける等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>改正前</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもからの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
---	---

改正後	改正前
<p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録</p> <p>(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p>	<p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条の規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 第19条の規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</p>

改正後	改正前
<p>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を</p>	<p>2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場</p>

改正後	改正前
<p>提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもと、「同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受</p>	<p>合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもとあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもと、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。</p>

改正後	<p>ける者を除く。)とす。</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業において1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては、その利用定員の数に6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。)にあっては、その利用定員の数に6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員数を1人とす。</p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資する事項その他の利用申込者の保育の選択に資する重要事項を認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
改正前	<p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては、その利用定員の数に6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。)にあっては、その利用定員の数に6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員数を1人とす。</p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資する事項その他の利用申込者の保育の選択に資する重要事項を認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>

<p>改正後</p> <p>2 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p>	<p>改正前</p> <p>2 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p>
---	---

改正後	改正前
<p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業者の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業者の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病</p>

改正後	改正前
<p>気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子ども)にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規</p>	<p>気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子ども)にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号に際して、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>

改正後	改正前
<p>模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p> <p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設</p>	<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設</p>

改正後	改正前
<p>う。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、居宅訪問型保育連携施設が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たっては、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支</p>	<p>(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、居宅訪問型保育連携施設が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たっては、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育</p>
<p>う。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、居宅訪問型保育連携施設が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たっては、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支</p>	<p>(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、居宅訪問型保育連携施設が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たっては、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育</p>

改正後	改正前
<p>払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に</p>	<p>に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けらるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えないときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えないときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えないときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に</p>

改正後	改正前
<p>掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかなるとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかなるとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>

改正後	改正前
<p>第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び</p>	<p>第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第12条に規定する特定地域型保育に必要事項の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合に</p>

改正後	改正前
<p>特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第2項中「特定教育・保育」を提示したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提示したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業者の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次</p>	<p>おいて、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をい、法第28条第1項に規定する特別施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をい、法第30条第1項に規定する特別地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業者の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次</p>

改正後	改正前
<p>地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込み</p>	<p>条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。</p>

改正後	改正前
<p>を受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業者の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業者の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあ</p>

<p>改正後</p>	<p>提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>
<p>改正前</p>	<p>っては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(特定保育所に関する特例)</p> <p>第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合に</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(特定保育所に関する特例)</p> <p>第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合に</p>	

<p>改正後</p>	<p>あつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。））から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」は適用しない。</p> <p>2 略</p>
<p>改正前</p>	<p>あつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」は適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>（施設型給付費等に関する経過措置）</p> <p>第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当</p>

改正後	改正前
	<p>該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する場合においては、当分の間、第43条第1地域型保育を提供する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」</p>

<p>改正前</p>	<p>改正後</p>
<p>と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。</p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定することによつて、法第59条第2号第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定することによつて、法第59条第2号第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

大村市水道事業給水条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(給水装置の構造及び材質等) 第14条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していなければならない。 2・3 略 (手数料) 第34条 管理者は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、手数料を徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後、徴収することができる。 (1) 指定給水装置工事事業者の指定をするとき 1件につき10,000円 (2) 指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき 1件につき5,000円 (3) 略 2 略 (給水の停止等) 第38条 管理者は、使用者又は所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。 (1)～(8) 略 (9) 給水装置が、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事（軽微な変更を除く。）に係るものでないとき。ただし、当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (10) 給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適</p>	<p>(給水装置の構造及び材質等) 第14条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に規定する基準に適合していなければならない。 2・3 略 (手数料) 第34条 管理者は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、手数料を徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後、徴収することができる。 (1) 第4条第3号に規定する指定給水装置工事事業者の指定をするとき 1件につき10,000円 (2) 略 2 略 (給水の停止等) 第38条 管理者は、使用者又は所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。 (1)～(8) 略 (9) 給水装置が、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事（軽微な変更を除く。）に係るものでないとき。ただし、当該給水装置の構造及び材質が政令第5条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (10) 給水装置の構造及び材質が政令第5条に規定する基準に適</p>

<p>改正前</p>	<p>合していないとき。 (11) 略</p>
<p>改正後</p>	<p>合していないとき。 (11) 略</p>

指定管理者候補者一覧（第54号議案～第59号議案関係）

議案 番号	公の施設の名称	申請 者数	指定管理者候補者	指定の 期間
54	伊勢町ふれあい館 中地区ふれあい館	1	社会福祉法人 大村市社会福祉協 議会	5年
55	大村市西大村地区コミュ ニティセンター	1	西大村地区コミュニティセンター 運営委員会	5年
56	大村市西大村本町地区コ ミュニティセンター	1	西大村本町地区コミュニティセン ター運営委員会	5年
57	大村市松並地区コミュニ ティセンター	1	松並二丁目町内会	5年
58	大村市民交流プラザ（こ ども未来館を除く。）	1	SINCO・NBC-SOCIA JV	3年
59	大村市野岳湖公園	1	有限会社 野田清掃社	3年

第54号議案関係

公の施設の名称	伊勢町ふれあい館 中地区ふれあい館
指定管理者候補者	社会福祉法人 大村市社会福祉協議会
指定の期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	90,295千円
参考金額	92,988千円
提案金額	90,295,000円
適否判定	適

第55号議案関係

公の施設の名称	大村市西大村地区コミュニティセンター
指定管理者候補者	西大村地区コミュニティセンター運営委員会
指定の期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	12,100千円
参考金額	12,100千円
提案金額	12,100,000円
適否判定	適

第56号議案関係

公の施設の名称	大村市西大村本町地区コミュニティセンター
指定管理者候補者	西大村本町地区コミュニティセンター運営委員会
指定の期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第57号議案関係

公の施設の名称	大村市松並地区コミュニティセンター
指定管理者候補者	松並二丁目町内会
指定の期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第58号議案関係

公の施設の名称	大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。）
指定管理者候補者	S I N C O ・ N B C - S O C I A J V
指定の期間	令和2年度から令和4年度までの3年間
募集方法	再指定制度
債務負担行為の限度額	143,119 千円
参考金額	144,845 千円
提案金額	143,117,880 円
評価点	87.25

第59号議案関係

公の施設の名称	大村市野岳湖公園
指定管理者候補者	有限会社 野田清掃社
指定の期間	令和2年度から令和4年度までの3年間
募集方法	公募
債務負担行為の限度額	69,840 千円
参考金額	73,017 千円
提案金額	69,840,000 円
評価点	79.60

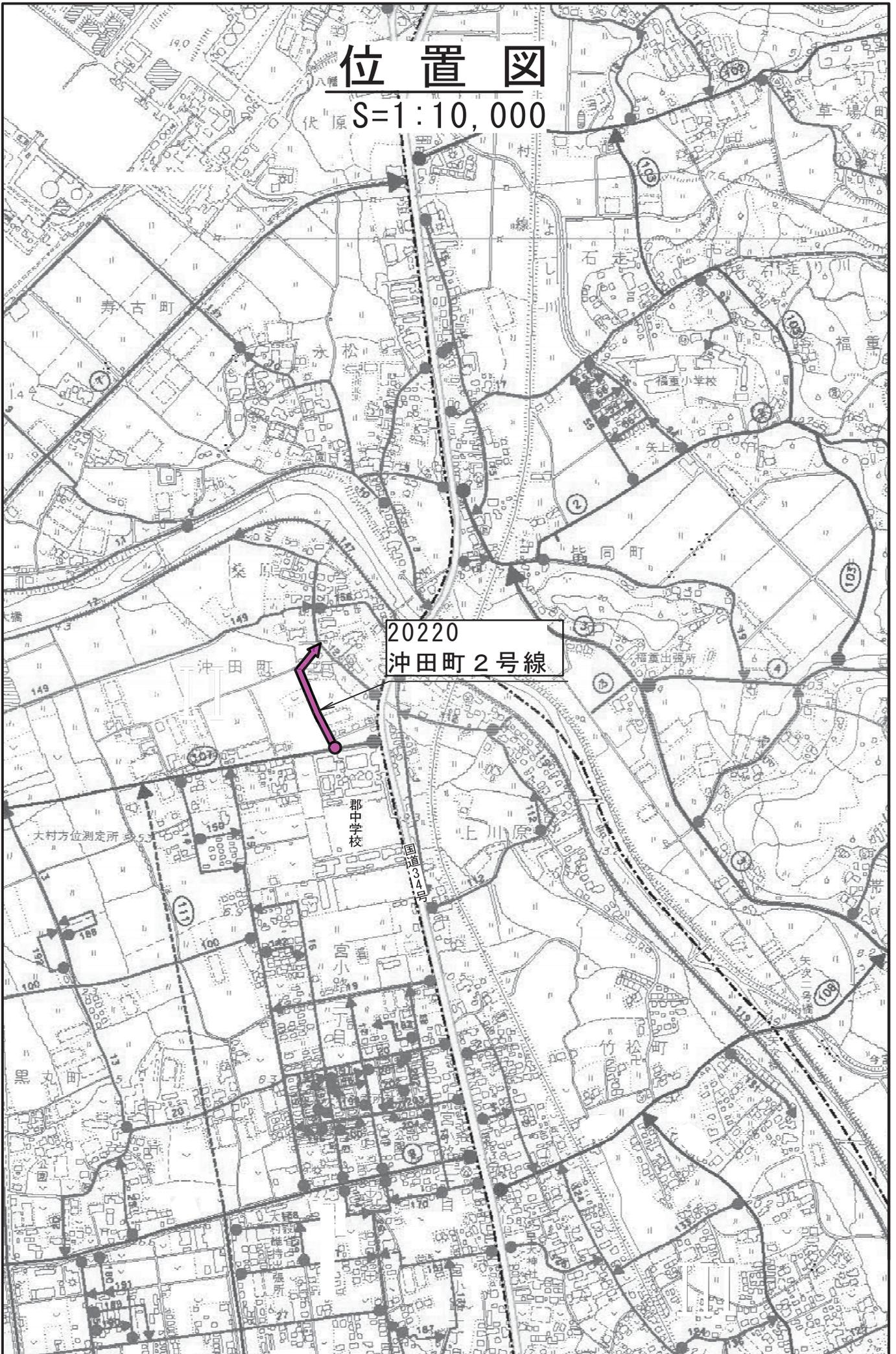
位置図

S=1:10,000



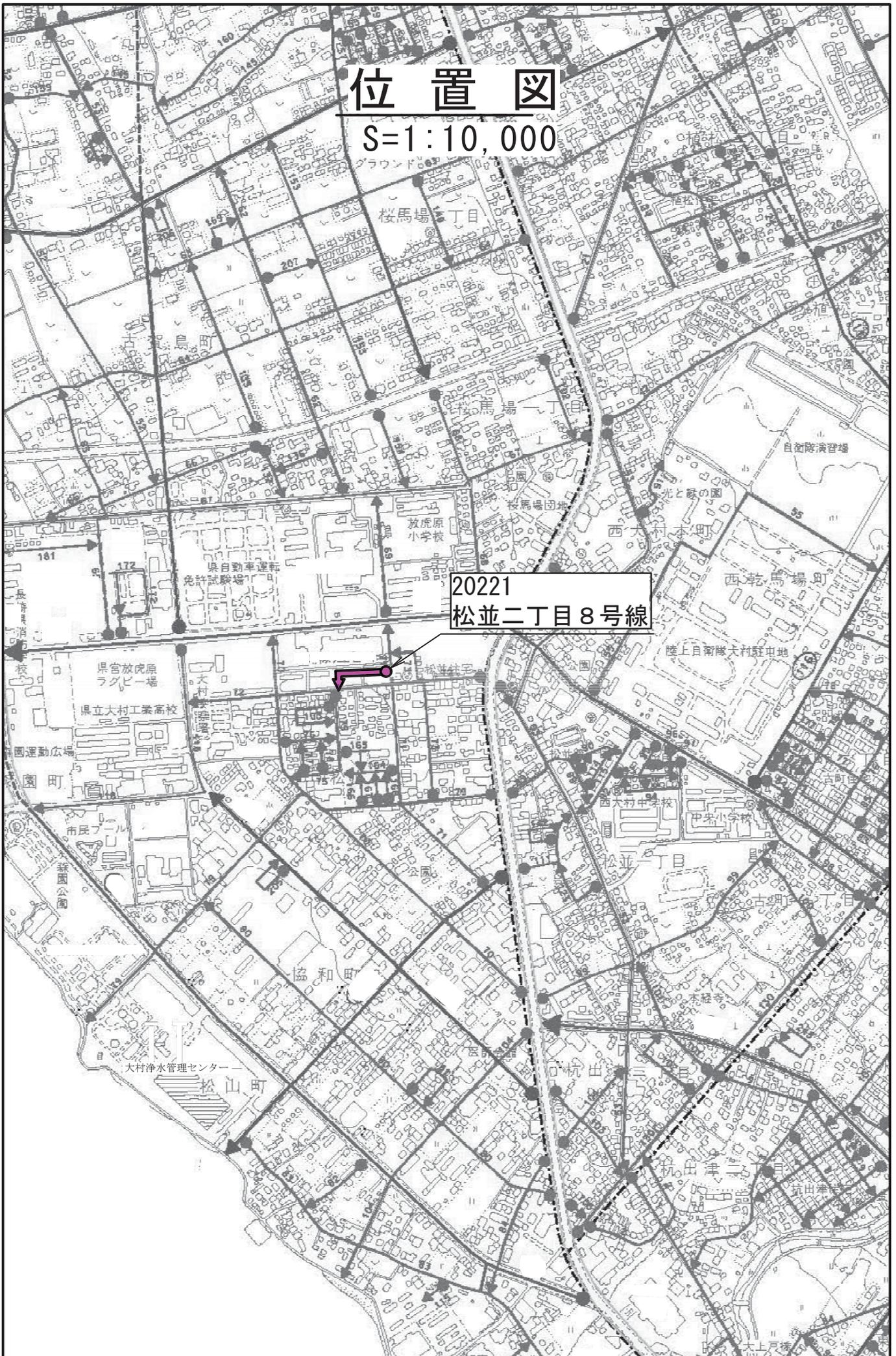
位置図

S=1:10,000



位置図

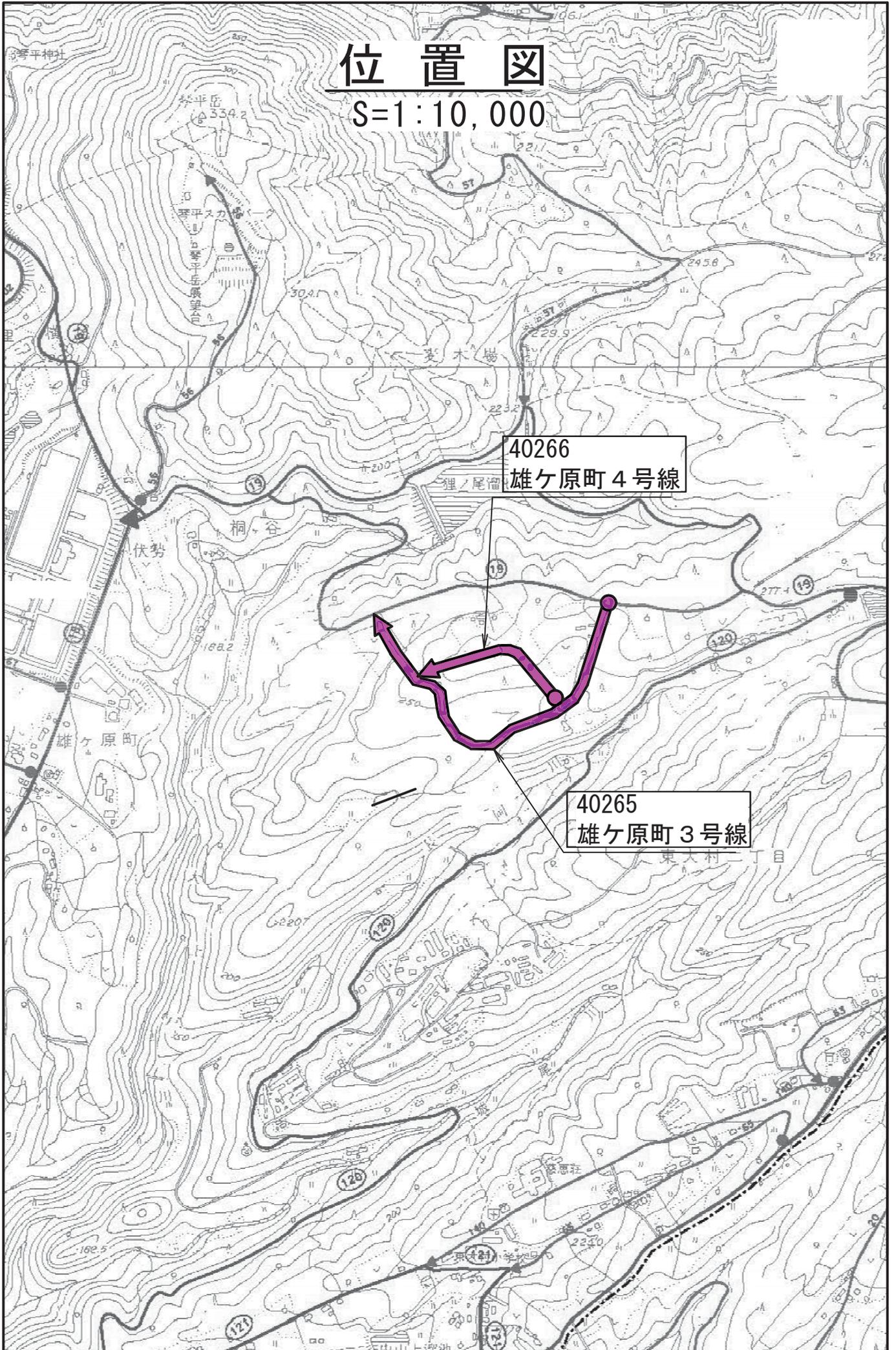
S=1:10,000

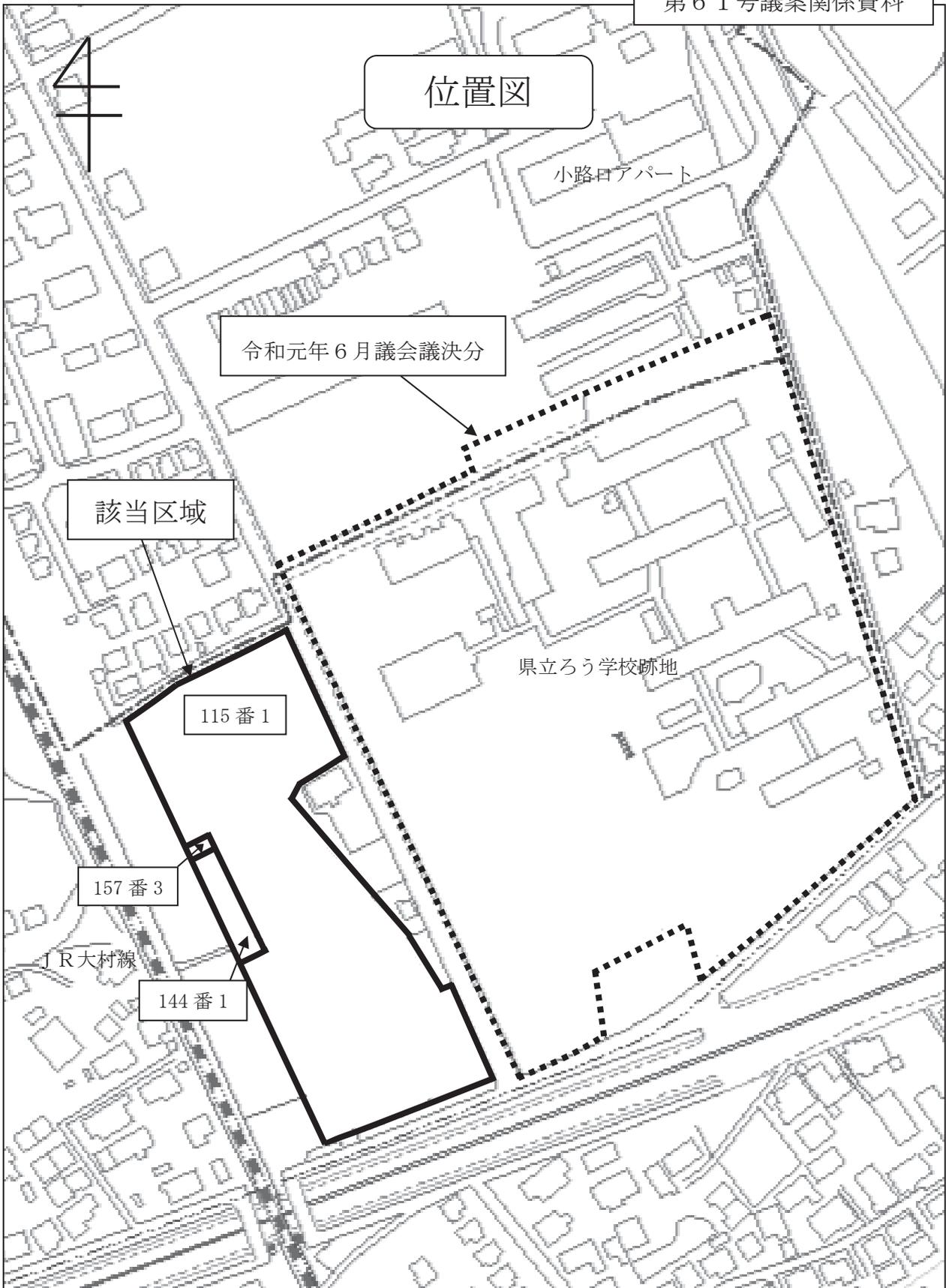


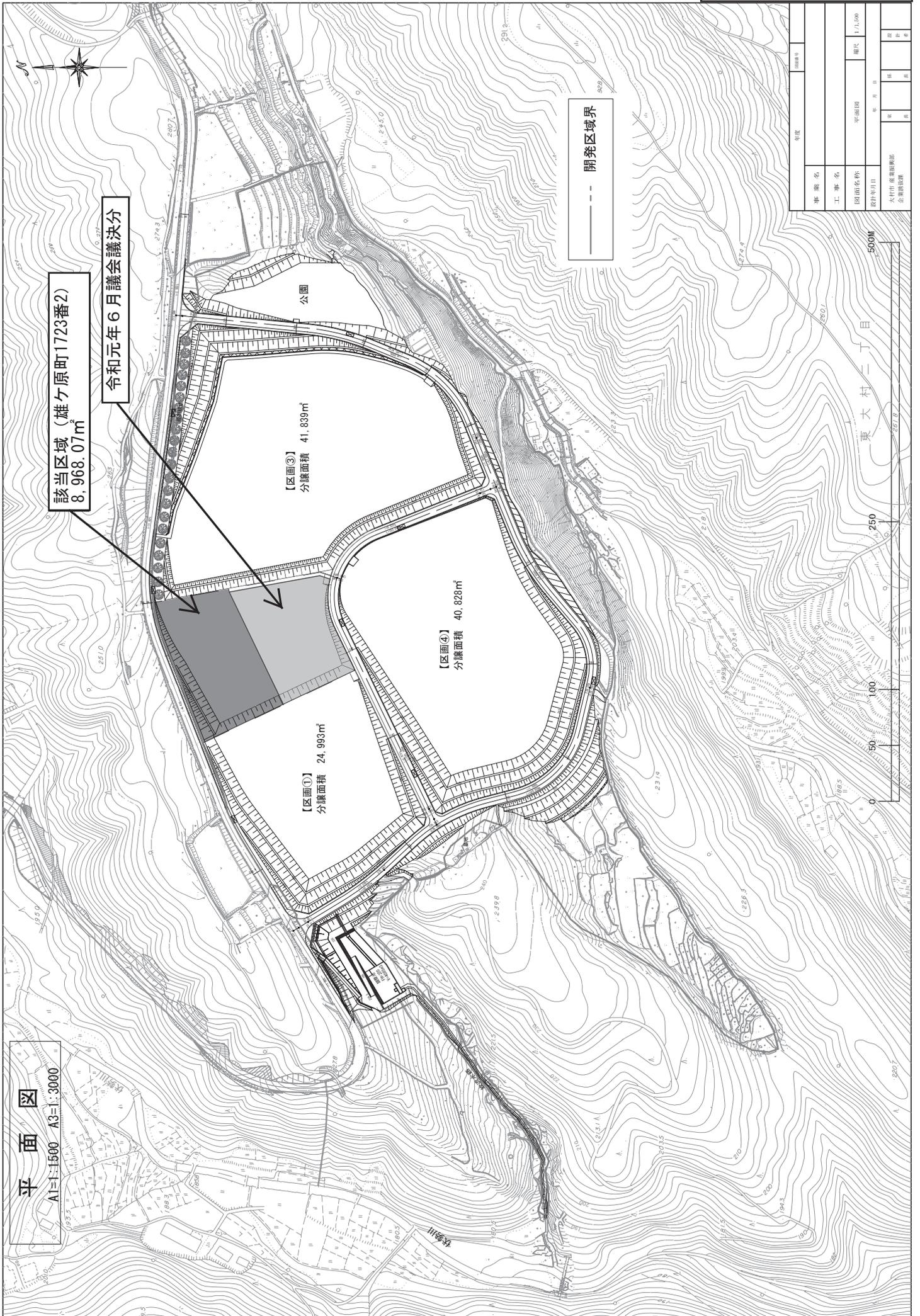
20221
松並二丁目8号線

位置図

S=1:10,000







事業名	図面番号	縮尺	1:1,500
工事名	図面名称	図面年月日	
設計者	本村田 昭雄建築事務所	総務課	

該当区域 (雄ヶ原町1723番2)
8,968.07㎡

令和元年6月議会議決分

平面図
A1=1:1500 A3=1:3000

大村公園駐車場内における自動車破損事故について（報告第12号関係）

1 経緯

令和元年6月6日夜から翌日明け方にかけての強風により、大村公園駐車場内に市が設置していた看板（福祉車両の乗降場所である旨を表示する看板）が倒れ、当該駐車場内に駐車してあった■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車の左前部に損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、看板の固定の強度が十分でなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

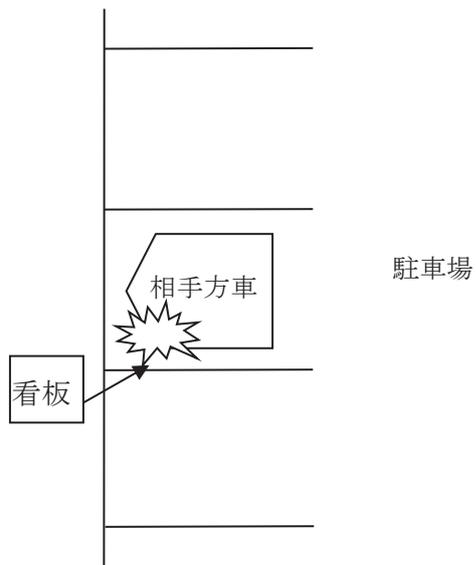
なお、事故の原因となった看板の固定については、重石の追加による強化を行った。

3 示談内容

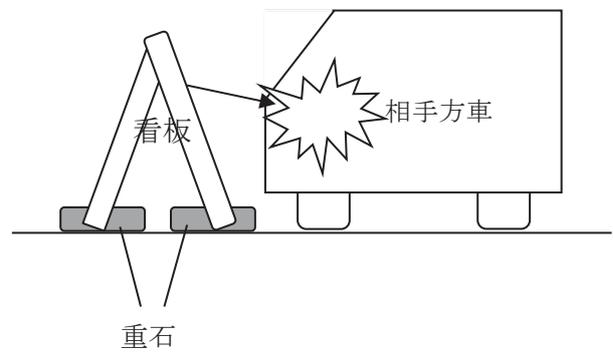
大村市は、相手方に対し、修理費の全額51,840円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (側面図)



公用車の物損事故について（報告第13号関係）

1 経緯

令和元年6月27日午前11時55分頃、本市産業振興部職員が長崎県央農業協同組合本店（諫早市栗面町）の駐車場内において、公用車を後進させた際、後方に駐車してあった■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車の後部と接触し、損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

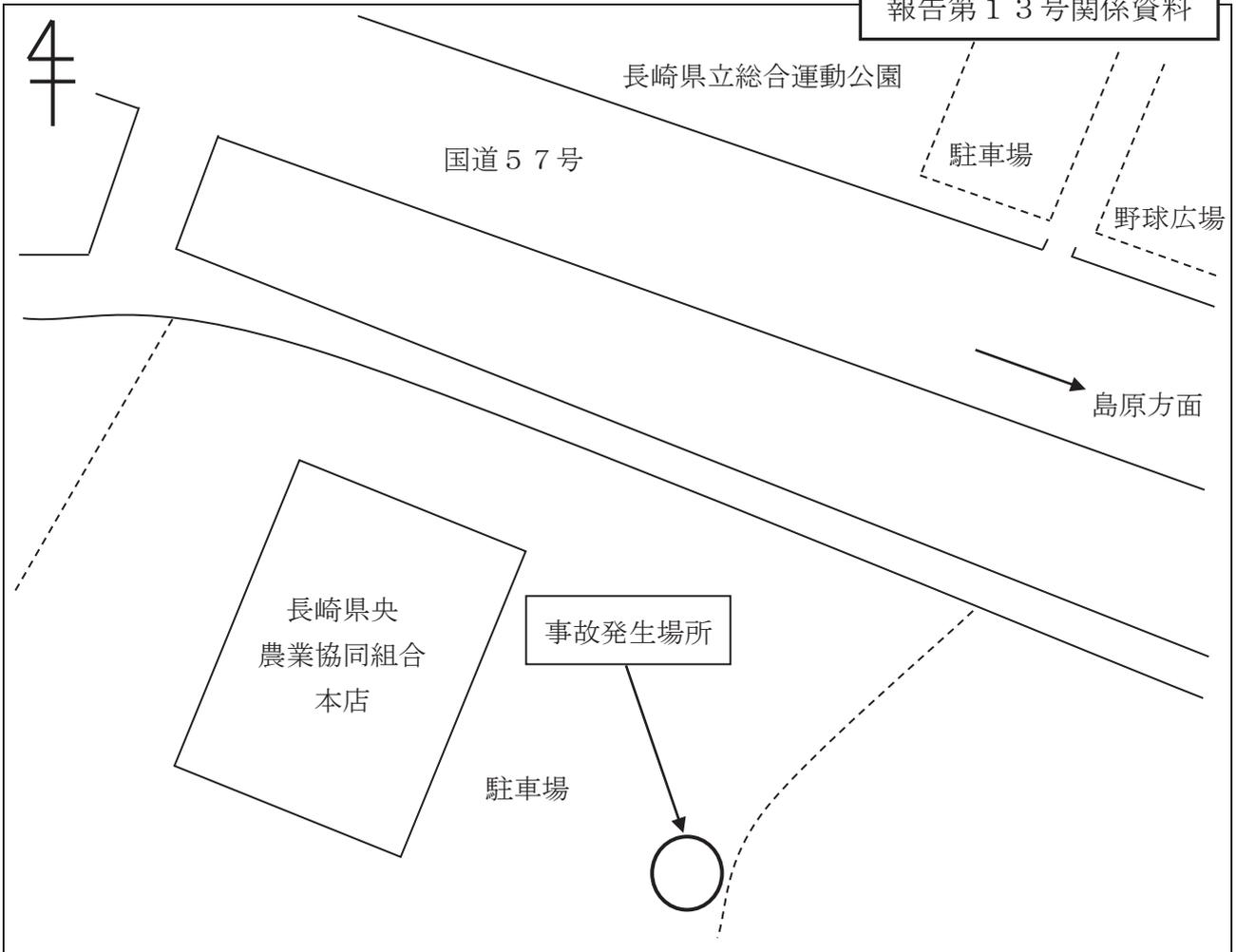
事故の原因は、当該職員が後方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額123,240円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

